

環境にやさしい農業にチョコッと取り組んでみませんか？

有機農業を実践している農家の方だけでなく、農薬や化学肥料を利用している農家の方も、減農薬・減化学肥料による経費削減の取組のきっかけとして、「環境保全型農業直接支払交付金」を活用してみませんか？

1 取組要件・支援内容

(1) 対象者（申請主体）

- 農業者の組織する団体（本交付金の対象活動に取り組む農業者が2名以上）
または
- 一定の条件を満たす農業者（個人・法人）

(2) 支援対象となる農業者の要件

本交付金の支援対象となるには、以下の要件を満たす必要があります

- ・主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ・みどりのチェックシートに定められた取組を実施していること（別添参照）
- ・環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組むこと

2 対象活動・交付単価

化学肥料・化学合成農薬の使用を、都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組とあわせて行う対象活動に対して支援を行います。（別添参照）

3 有機農業の取組拡大に向けた支援

新たに有機農業に取り組む農業者の円滑な取組の開始・定着においては、地域における既存の有機農業者からの技術面でのサポートが重要です。

このため、有機農業の拡大に向けた加算措置ができました。

加算措置が新設されました！

(1) 対象活動・交付単価

- 本交付金を受給している農業者団体が、令和4年度から新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して行う、指導・助言・相談対応の活動
※指導等を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、令和4年度に有機農業の取組（そば等雑穀、飼料作物以外の取組）を実施する必要があります。

- 活動を行った農業者団体に対して指導等によって増加した新規取組面積×4,000円/10aを支援

「仲間を増やしたい方」と「有機農業の指導を受けたい方」が一緒に協力して取り組みます！